

422. 他の埋設物との離隔距離・住宅内電路の施設規制

〈他の埋設物との離隔距離〉

① 地中電線相互の離隔距離: 地中電線が接近または交差して施設される場合、地中電線相互の離隔距離は、次に示す値以上でなければならない。低圧地中電線と高圧地中電線との離隔距離は 0.15m。低圧または高圧の地中電線と特別高圧地中電線との離隔距離は 0.3m。ただし、次に該当する場合は、上に示す値以下の離隔距離で施設する事ができる。
 ・地中電線相互の間に堅ろうな耐火性の隔壁を設ける場合、いずれかの地中電線が不燃性の被覆を有する場合、いずれかの地中電線が堅ろうな不燃性の管に収められている場合、それぞれの地中電線が自消性の有る難燃性の被覆を有する、または堅ろうな自消性の有る難燃性の管に収められている場合、地中箱内の場合

② 地中電線と他の埋設物との離隔距離

	低圧または高圧	特別高圧
地中弱電流電線	0.3m	0.6m
ガス管等(※)	—	1m
水道管等上記以外の管	—	0.3m

※ガス管、石油パイプその他の可燃性もしくは有毒性の流体を内包する管

・地中電線が他の埋設物と接近または交差して施設される場合、他の埋設物との離隔距離は、左表に示す値以上でなければならない。ただし、地中電線と他の埋設物との間に堅ろうな耐火性の隔壁を設ける場合や、地中電線を堅ろうな不燃性の管または自消性の有る難燃性の管に収める場合等は、左表に示す値以下の離隔距離で施設する事ができる

〈住宅内電路の施設規制〉

・住宅は、乳児から老人に至るまでが起居する場所であるため、危険度の高い施設は極力避けるべきである事から、住宅の屋内電路の対地電圧は 150V以下 でなければならない。ただし、住宅電化の普及、特に電気冷暖房の普及により機器容量が増大して来たため、定格消費電力が 2kW以上 の電気機械器具およびこれに電気を供給する屋内配線について、下図により施設する事で、対地電圧を 300V以下 とする事を認めている

・屋内配線には簡易接触防護措置を施す事  ← 機械器具は屋内配線に直接接続する事 (コンセントによる接続を禁止)

・電路に地絡を生じた時に、自動的に電路を遮断する装置を施設する事  専用の開閉器および過電流遮断器を施設する事  **2kW以上の電気機械器具** ← 機械器具には簡易接触防護措置を施す事。ただし、電気機械器具の内、簡易接触防護措置を施さない部分が、絶縁性の有る材料で堅ろうに作られている物、または乾燥した木製の床その他、これに類する絶縁性の有る物の上でのみ、取り扱うように施設された物は除かれる

・太陽電池モジュールに接続する負荷の屋内配線(複数の太陽電池モジュールを施設する場合は、その集合体に接続する負荷側の配線)について、電路に地絡が生じた時に自動的に電路を遮断する装置(解釈第143条第1項3号ロ(イ)~(ハ)の規定に適合するものは省略できる)を施設し、人が触れる恐れのない隠ぺい場所に合成樹脂管工事、金属管工事またはケーブル工事により施設する

場合、またはケーブル工事により施設して、そのケーブルに接触防護措置を設ける場合は、対地電圧を 直流450V以下 とする事を認めている

い置接使は確
るも触ってコン
わ防いセン
ね護のトを
れ指し、



例を挙げる
エアコン
かな

